



おむたけ。ごみ事情 No. 68 もやすごみ専用指定ごみ袋を 無償で配布

乳幼児や寝たきりの方などがいる世帯で、おむつを使用するため「もやすごみ」の減量が難しい世帯や、所得が低いため経済的な負担が大きい世帯に、毎年、「もやすごみ専用指定ごみ袋」を無償で配布しています。



【乳幼児のいる世帯】

対象

2歳未満の乳幼児のいる世帯
※満2歳に到達する月の前月までが配布の対象となります。

配布数

もやすごみ専用指定ごみ袋（中サイズ）を、年間10袋（100枚）を上限に配布

問い合わせ
環境整備課リサイクルセンター
☎52-5101

変わります 家庭ごみの出し方

問い合わせ
環境整備課リサイクルセンター ☎52-5101

令和6年4月からの家庭ごみの出し方で、
注意すべき変更が2点あります。

衣類・毛布類のごみ袋は青色に

4月から、衣類・毛布類の日のごみ袋を「資源回収専用袋（青色）」に変更します。

現在、衣類・毛布類の日のごみ袋は、「もやすごみ専用（オレンジ色）」ですが、もやすごみの日にも折り畳まれた布団やシートなどが混入しています。

もやすごみは、パッカー車が収集した後は、機械設備によりごみピット、中継施設、焼却施設と進みます。長いままの布団やシートはごみ袋から出て、機械への巻き付き、詰まりの原因となり、処理の障害となります。

す。もやすごみは、30cm未満のものしか処理できないので、もやすごみの袋には衣類・毛布類を入れないでください。

また、衣類・毛布類は、再利用や燃料化によるリサイクルを進めています。資源化を進める意味からも、「資源回収専用袋（青色）」で、衣類・毛布類の日に出してください。

せん定枝の受け入れ方法

リサイクルセンターの施設工事のため、せん定枝置場がなくなります。そのため4月からは、受け入れ場所と日時を限って受け入れます。

受け入れは、毎月第3木曜日の午後で、事前にリサイクルセンターへ予約した方に、受け入れ時間を指定して実施します。

受け入れ場所は、旧シルバー人材センター前（港町1-14）です。シルバー人材センターの車両が回収を行います。せん定枝としてリサイクルできるものしか受け入れできません。直径10cmを超える幹や太い枝は粗大ごみ、草や落ち葉はもやすごみなので、リサイクルセンターへごみの持ち込みの予約をしてください。

なお、リサイクルセンターでは、「もやすごみ専用（オレンジ色）」ごみ袋に入らないものはすべて粗大ごみとして料金がかかりますので注意してください。

【常時、おむつの使用が必要な方のいる世帯】

対象

医師から、常時、おむつの使用が必要であると診断を受けた、在宅の高齢者や障害者のいる世帯

配布数

もやすごみ専用指定ごみ袋（中サイズ）を、年間10袋（100枚）を上限に配布

必要書類

常時、おむつの使用が必要であることが確認できる医師の診断書
※介護認定を受けている方は、医師の診断書が不要な場合があります。

【所得の低い世帯】

対象

住民税が非課税の世帯または生活保護を受けている世帯

配布数

もやすごみ専用指定ごみ袋（中サイズ）を、年間3袋（30枚）を上限に配布

申し込み

環境整備課、リサイクルセンター、各支所に備え付けの申請書または市

事業系ごみ処理手数料の改定について （第4回）

問い合わせ

環境整備課リサイクルセンター
☎525101

改定を検討する理由は、大きく分けて次の3つです。

- ①横ばい傾向の事業系ごみ処理量
 - ②事業系ごみ処理手数料とごみ処理原価との開き
 - ③近隣の事業系ごみ処理手数料との均衡
- 今月は、③近隣の事業系ごみ処理手数料との均衡について説明します。（①は1月号、②は2月号をご覧ください）

近隣の事業系ごみ処理手数料との均衡

現在、市の事業系ごみ処理手数料は、10kg当たり100円です。しかし、近隣の廿日市市、和木町、岩国市の事業系ごみ処理手数料は、10kg当たり150円です。そのため懸念されるのは、大竹市外で発生したごみが市内へ持ち込まれることです。大竹市が周囲に比べ安価であれば、市域を超えた事業系ごみ流入の可能性が高まるため、近隣自治体とのバランスも重要であると考えます。

ホームページからダウンロードした申請書で申し込んでください。
※申請は、年度ごとに行う必要があります。また、ごみ袋は、申請日に応じて配布しますので、申請が遅れた場合は、配布数が少なくなります。

配布方法

該当者に、「指定ごみ袋引換券」を郵送しますので、環境整備課、リサイクルセンターまたは各支所で、もやすごみ専用指定ごみ袋と引き換えしてください。

なお、生活保護を受けている世帯の方は、直接福祉課でもやすごみ専用指定ごみ袋を受け取ってください。

毎月第一土曜日は「ひろしま環境の日」です。

「ひろしま環境の日」一斉行動

3月のテーマ

やってみよう省エネ生活！
～電化製品は主電源を切り、待機電力を減らそう～

家庭で、職場で、できることから始めましょう。

環境整備課 ☎59-2154

これら3つの理由を踏まえて

課題を解決するため、市は、事業系ごみの処理手数料を「10kg当たり100円」から「10kg当たり150円」に改定する議案を、令和6年3月議会にて提案します。なお、改定期は、令和7年4月からです。

市からのお願い

この改定に伴い、負担をおかけすることになりますが、市も皆さんと一緒に廃棄物減量化に引き続き取り組みをいたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

ご注意ください

許可業者に事業系ごみの収集・運搬・処理を委託している事業者の皆さんは、改定により、その契約内容に変更が生じることが想定されますので、許可業者に相談してください。また、家庭ごみでも許可業者に収集・運搬・処理を委託する場合は、同じく契約内容に変更が生じることが想定されますので、同様に許可業者に相談してください。